

会派名

志翔会

支出調書

代表者	経理責任者	起案者
		

区分	事由	費目	金額	小計
1	調査研究費 行政調査旅費（別府市、大分市、荒川区）	交通費 資料作成費	旅費 499,650 調査委託費	自動車燃料費 振込料 499,650
2	研修費	会場費 交通費 資料作成費	講師謝金 旅費 食糧費	出席者負担金・会費 自動車燃料費 振込料
3	広報費	会場費 資料作成費 送料（折込料含む） 振込料	交通費 広報誌（紙） ウェブページ掲載代	自動車燃料費 報告書等印刷費 茶菓子代
4	広聴費	会場費 資料作成費	交通費 茶菓子代	自動車燃料費 振込料
5	要請・陳情活動費	交通費 資料作成費	旅費 振込料	自動車燃料費
6	会議費	会場費 資料作成費	交通費 振込料	自動車燃料費
7	資料作成費	印刷製本費 振込料	翻訳料	筆耕料
8	資料購入費	法規追録代 有料データベース等利用料	参考図書代 振込料	新聞雑誌等購読料
9	人件費	賃金	社会保険料等	振込料
10	事務所費	備品購入費 印刷代	事務機器等リース代 振込料	消耗品等事務費 配送手数料
11	通信運搬・自動車燃料費	電話料等（按分） その他	郵便料等	自動車燃料費（按分）
使用者	山口信雄 	支出年月日 平成29年 8月 18日	現金出納簿 支出番号 22	合計 499,650 円

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 22

会 派 会 長 様

申請代表者氏名 山口信雄



下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

請求額	<table border="1"> <tr> <td>¥</td> <td></td> <td>4</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>	¥		4	9	9	6	5	0	円	(1人あたり 99,930 円) 別紙、旅費計算書のとおり
¥		4	9	9	6	5	0	円			
目的	行政調査										
用務先	① 別府市役所 ②大分市役所 ③荒川区役所										
内容	① インバウンド観光の創造的復興と地域再生計画について ② インバウンド観光、議会活性化の取り組み、議会BCPについて ③ 子供の貧困対策・Jr 広報について										
期間	平成29年8月22日 ~ 平成29年8月24日(2泊3日)										
行程	別紙のとおり										
出張(調査等)者氏名	(代表者) 山口信雄 ・ 近内利男 ・ 塩田義智 ・ 大木進 ・ 森合秀行 ・										
特記事項											

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

代表者	経理責任者			受理日	平成29年8月18日
				許可日	平成29年8月18日
				支出日	平成29年8月18日

上記金額を受領しました。

平成29年8月18日

申請代表者氏名 山口信雄

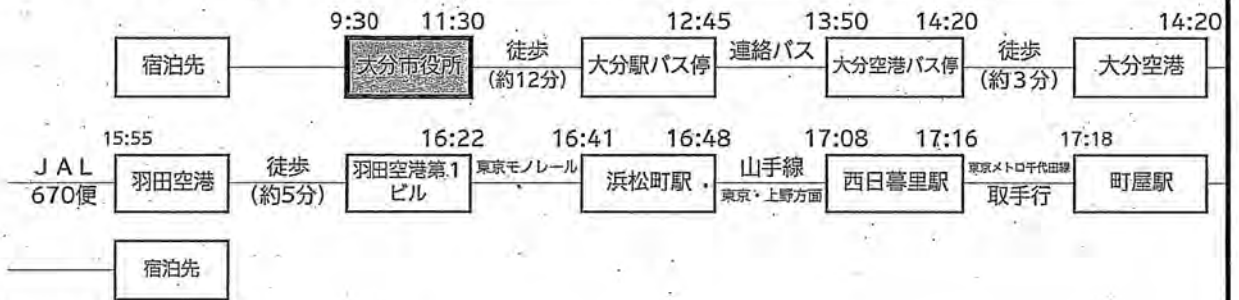
平成29年度 志翔会行政調査行程表

1 行程

□ 1日目：平成29年8月22日（火） **別府市：インバウンド観光の創造的復興と地域再生計画について**



□ 2日目：平成29年8月23日（水） **大分市：インバウンド観光について・議会活性化の取組みについて・議会BCPについて**



□ 3日目：平成29年8月24日（木） **荒川区：子どもの貧困対策・Jr広報**



2 調査者 5名

近内 利男 議員
 塩田 義智 議員
 大木 進 議員
 山口 信雄 議員
 森合 秀行 議員

3 調査項目

- (1) 平成29年8月22日（火） 13:30～15:30
 別府市役所
 ・インバウンド観光の創造的復興と地域再生計画について
- (2) 平成29年8月23日（水） 9:30～11:30
 大分市役所
 ・インバウンド観光について、議会活性化の取組みについて、議会BCPについて
- (3) 平成29年8月24日（木） 9:30～11:30
 荒川区役所
 ・子どもの貧困対策・Jr広報について

4 連絡先

- 別府市会事務局（担当：橋本様）
 〒874-8511 別府市上野口町1番15号
 TEL 0977-21-1547
- 大分市議会事務局（担当：姫野様）
 〒870-8504 大分市荷揚町2-31
 TEL 097-537-5645
- 荒川区議会事務局（担当：鈴木様）
 〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
 TEL 03-3802-3111（内線3614）

5 その他

行政調査旅費計算書

会 派 名 : 志翔会

参加議員 : 近内利男、塩田義智、大木進、山口信雄、森合秀行

日 程 : 平成29年8月22日(火) - 24日(木)

行 先 : 別府市役所 (別府市上野口町1番15号)

大分市役所 (大分市荷場町2-31)

荒川区役所 (東京都荒川区荒川二丁目2番3号)

8月22日	郡山駅	東 京 駅	浜 松 町 駅	羽田空港第2ビル	羽田空港	大分空港	大分空港バス停	別府駅前	
	やまびこ204号 226.7	JR 山手線 3.1	東京モノレール 17.8	徒歩	ANA 793便 928.0	徒歩	連絡バス 39.5		
運賃	4,000		490		18,290		1,500		24,280
急行料金	3,680								3,680
グリーン	3,090								3,090
実費									0

	別府駅前	大分駅							
	JR 日豊本線 12.1								
運賃	280								280
急行料金									0
グリーン									0
実費									0

8月23日	大分駅前バス停	大分空港バス停	大分空港	羽田空港	羽田空港第1ビル	浜松町駅	西日暮里駅	町屋駅	
	連絡バス 50.4	徒歩	JAL 670便 928.0	徒歩	東京モノレール 17.0	JR 山手線 9.4	東京メトロ千代田線 1.7		
運賃	1,550		17,190		490	※	※		19,230
急行料金									0
グリーン									0
実費									0

※ 旅費雑費で対応

8月24日	町屋駅	西日暮里駅	東 京 駅	郡山駅					
	東京メトロ千代田線 1.7	JR 山手線 6.3	やまびこ53号 226.7						
運賃	※		4,000						4,000
急行料金			3,680						3,680
グリーン			3,090						3,090
実費									0

交通費 61,330 61,330

日 当 3,000 × 3日 = 9,000

宿泊費 14,800 × 2泊 = 29,600

合 計 99,930 円 × 5名 = 499,650 円






出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 22

会派会長様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。



出張（調査等）議員名

・(代表者)山口 信雄		・	印
・近内利男		・	印
・塩田義智		・	印
・大木進		・	印
・森合秀行		・	印
・	印	・	印

記

期 間	平成29年 8月 ²² 23 日 ~ 29年 8月 24日 (2泊 3日)					
目 的	行政調査					
用 務 先	① 別府市、②大分市、③荒川区					
行 程	別紙行程表のとおり					
内容及び成果	別紙のとおり					
旅 費 精 算	受領額	499,650 円	精算額	499,650 円	返納額	0 円

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。

会派会長	経理責任者		受 理 日	平成29年 8月 25日
			確 認 日	平成29年 8月 25日
			精 算 日	平成29年 8月 25日

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書(写)、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

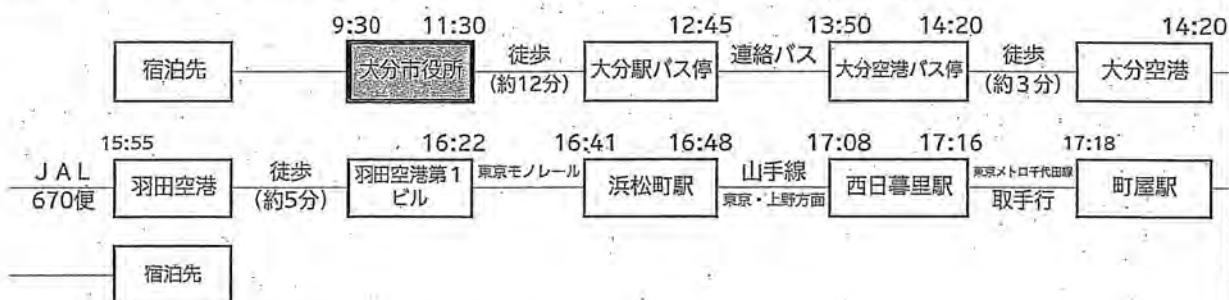
平成29年度 志翔会行政調査行程表

1 行程

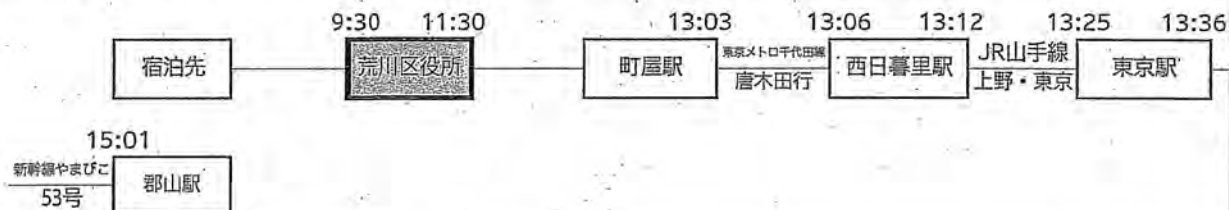
□ 1日目：平成29年8月22日（火） **別府市：インバウンド観光の創造的復興と地域再生計画について**



□ 2日目：平成29年8月23日（水） **大分市：インバウンド観光について：議会活性化の取組みについて・議会BCPについて**



□ 3日目：平成29年8月24日（木） **荒川区：子どもの貧困対策・Jr広報**



2 調査者 5名

近内 利男 議員
 塩田 義智 議員
 大木 進 議員
 山口 信雄 議員
 森合 秀行 議員

3 調査項目

- (1) 平成29年8月22日（火） 13:30～15:30
 別府市役所
 ・インバウンド観光の創造的復興と地域再生計画について
- (2) 平成29年8月23日（水） 9:30～11:30
 大分市役所
 ・インバウンド観光について、議会活性化の取組みについて、議会BCPについて
- (3) 平成29年8月24日（木） 9:30～11:30
 荒川区役所
 ・子どもの貧困対策・Jr広報について

4 連絡先

- 別府市会事務局（担当：橋本様）
 〒874-8511 別府市上野口町1番15号
 TEL 0977-21-1547
- 大分市議会事務局（担当：姫野様）
 〒870-8504 大分市荷揚町2-31
 TEL 097-537-5645
- 荒川区議会事務局（担当：鈴木様）
 〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
 TEL 03-3802-3111（内線3614）

5 その他

領 収 書 等 整 理 票

区		分		※該当する区分に○印
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費	
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費	
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費		

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No 028647

山口 信雄 様

法人営業郡山支店
〒963 郡山市中町10-14和久屋ビル2F
-8004 TEL 024(932)0657
FAX 024(933)6620

平成 29 年 8 月 18 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥18,290*

但し 8/22 羽田～大分 航空券代として
(8/18 現金入金分)

出納責任者	取扱者

収 入

印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに
複写記入式でないものは無効です。

領 収 書 等 整 理 票

区 分		※該当する区分に○印	
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No 028650

近内 利男 様

法人営業郡山支店
〒963 郡山市中町10-14和久屋ビル
-8004 TEL 024(932)065
FAX 024(933)662

平成 29 年 8 月 18 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥18,290*

但し 8/22 羽田〜大分 航空券代とし
(8/18 現金入金分)

出納責任者	取扱者

収 入

印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに、
複写記入式でないものは無効です。

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区 分			※該当する区分に○印
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No 028649

塩田 嘉 智 様

法人営業郡山支店
〒983 郡山市中町10-14和久屋ビル2F
-8004 TEL 024(932)0657
FAX 024(933)6620

平成 29 年 8 月 18 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥18,290*

但し 8/2 羽田～大分 航空券代として
(8/18 現金入金)

出納責任者	取扱者

収 入
印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに複写記入式でないものは無効です。

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区 分		※該当する区分に○印	
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No 028648

大木 蓮 様

法人営業郡山支店
〒983 郡山市中町10-14和久屋ビル2F
-8004 TEL 024(932)0657
FAX 024(933)6620

平成29年 10月 18日

下記の金額正に領収いたしました。

¥182,900

但し 8/22 羽田へ大木 航空券代として
(8/18 現金入金)

出納責任者	取扱者
[Redacted]	[Redacted]

収 入
印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに複写記入式でないものは無効です。

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区 分		※該当する区分に○印	
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No 028646

森合 秀行 様

法人営業郡山支店
〒983 郡山市中町10-14和久屋ビル
804 TEL 024(932)065
FAX 024(933)662

平成 29 年 8 月 18 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥182,900*

但し 8/22 羽田へ大分 航空券代として
(8/18 現金入金分)

出納責任者	取扱者
[Redacted]	[Redacted]

収 入
印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに
複写記入式でないものは無効です。

領 収 書 等 整 理 票

区 分		※該当する区分に○印	
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No 028652

山口 信雄 様

法人営業郡山支店
〒963 郡山市中町10-14和久屋ビル
-8004 TEL 024(932)066
FAX 024(933)66

平成 29 年 8 月 26 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥17,190*

但し 8/23 大分〜羽田航空券代として
(8/18 現金入金)

出納責任者	取扱者

収 入
印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに
複写記入式でないものは無効です。

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区		分		※該当する区分に○印
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費	
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費	
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費		

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No 028656

近内 利男 様

法人営業郡山支店
〒963 郡山市中町10-14和久屋ビル2
-9004 TEL 024(932)065/
FAX 024(933)662

平成 29 年 8 月 18 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥17,190*

但し 8/3 大分〜羽田 航空券代として
(8/18現金入金分として)

出納責任者	取扱者
[Redacted]	[Redacted]

収 入
印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに複写記入式でないものは無効です。

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区 分			※該当する区分に○印
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No 028655

塩田 義智 様

法人営業郡山支
〒963 郡山市中町10-14和久屋ビル
9004 TEL 024(932)06
FAX 024(933)66

平成 29 年 8 月 18 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥17,190*

但し 8/23 欠分の羽田 航空券代として
(8/18 現金入金分)

出納責任者	取扱者

収 入
印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに
複写記入式でないものは無効です。

領 収 書 等 整 理 票

区 分			※該当する区分に○印
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JTB東北

B No. 028654

大木 遼 様

法人営業郡山支店
〒963 郡山市中町10-14和久屋ビル
-8004 TEL 024(932)0666
FAX 024(933)6622

平成 29 年 8 月 18 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥17,190*

但し 8/23 大分～羽田航空券代として
(8/18 現座入金分)

出納責任者	取扱者

収 入
印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに
複写記入式でないものは無効です。

領 収 書 等 整 理 票

区 分		※該当する区分に○印	
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領収証 RECEIPT



株式会社 JT B東北

B No 028651

森 倉 秀 行 様

法人営業郡山支店
〒983 郡山市中町10-14和久屋ビル2F
-8004 TEL 024(932)0657
FAX 024(933)6620

平成29年 8 月 18 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥ 17,190*

但し 8/23 大分〜羽田 航空券代として
(8/18 現金入金分)

出納責任者	取扱者

収 入

印 紙

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに複写記入式でないものは無効です。

志翔会行政調査報告書

「別府市の外国人観光客誘致事業について」

大分県別府市 平成 29 年 8 月 22 日

大分県別府市役所において、「別府市の外国人観光客誘致事業について」というテーマで約 2 時間にわたって視察を行った。まず、最初に別府市議会副議長の三重忠昭議員の歓迎の挨拶をいただいた後、別府市観光戦略部観光課の職員による説明に入った。

別府市における外国人観光客数は、東日本大震災のあった 2011 年に、別府市における外国人観光客で一番のシェアを占める韓国人が 10 万以上減少したために大幅な減少となっているのを除いて、年々上昇している傾向が理解できた。しかし、東日本大震災・東電福島第一原発事故の影響が九州の観光客数にも影響を与えていたとは風評の恐ろしさをまざまざと実感した。次に外国別に観光客数をみると、一番多いのが韓国、次に中国、台湾の順となっていた。韓国が一番多いのは、大分空港に韓国との定期便があること、比較的近く買い物をする感覚で大分を訪れる観光客が多いとのことだった。

次に、海外観光客誘致事業の説明を受けたが、誘致事業としては、①韓国、台湾、中国現地への訪問プロモーション事業②海外旅行代理店やメディア、ブロガーなどの招聘事業③中国のテレビ宣伝、韓国・香港・台湾旅行社のバナー広告などの広告宣伝事業、④北九州市、熊本市との広域連携事業⑤年間 20 回前後のクルーズ船を別府国際観光港にて誘致、受け入れを行う国際クルーズ船誘致事業などを中心として海外観光客誘致を行っているとのことだった。

次に、外国人観光客受け入れ体制充実のため、満足度アップ事業についての説明を受けた。外国人観光客が日本での旅行でストレスと感じる、バスの乗り方・運賃の支払い方、各観光施設への行き方等別府市内観光における問題点について観光案内所をプラットフォームとしてワンストップで解決する工夫を行ったり、交通費用を含む周遊チケットの作成・販売を行ったりしているとのことだった。また、日本最大の湯量を誇り大小合わせて市内に約 200 以上の温泉施設において、外国人が利用可能な施設の明示、特に外国人はタトゥーを入れた人も多いので、そのような人が入れるのか、またイスラム圏の様に肌の露出を避けるための湯浴み着の着用が可能なのかといった情報もわかりやすく明示する工夫をしているとのことだった。さらに、食においてもメニューの翻訳、マップの作成などは地元にある 90 を超える国々から学生たちやっけてきている立命館アジア太平洋大学の留学生と協働しながら作成しているとのことだった。最後に、最近ニュースでも全国的に大きな話題となった市長公約で 10 万回の観光動画再生で別府市内にある遊園地ラクテンチを温泉の要素を組み合わせた「湯園地」を 3 日間限定で実施した湯園地事業の質問にも快く答えていただいた。

本市における外国人観光客誘客を考えた場合、本市内の磐梯熱海温泉は、日本最大の湯量と名湯をもつ別府温泉と比較するとポテンシャルは残念ながら低いと思うが、規模が小さいという点を逆にうまく活用しながら、例えば磐梯熱海温泉内の各旅館が連携して外国人の様々な特性に対応したきめ細やかな一定水準のサービスを展開するなど工夫によっては口コミが広がり、外国人観光客数の増加につながるのではないかと思った。

別府市
観光戦略部 観光課長



松川 幸路

MATSUKAWA Kouji

〒874-8511 大分県別府市上野口町 1-15
Tel: 0977-21-1128
Fax: 0977-23-0552

別府市
観光戦略部 観光課
課長補佐兼別府ブランド推進係長

堀 景

Hori Hikaru

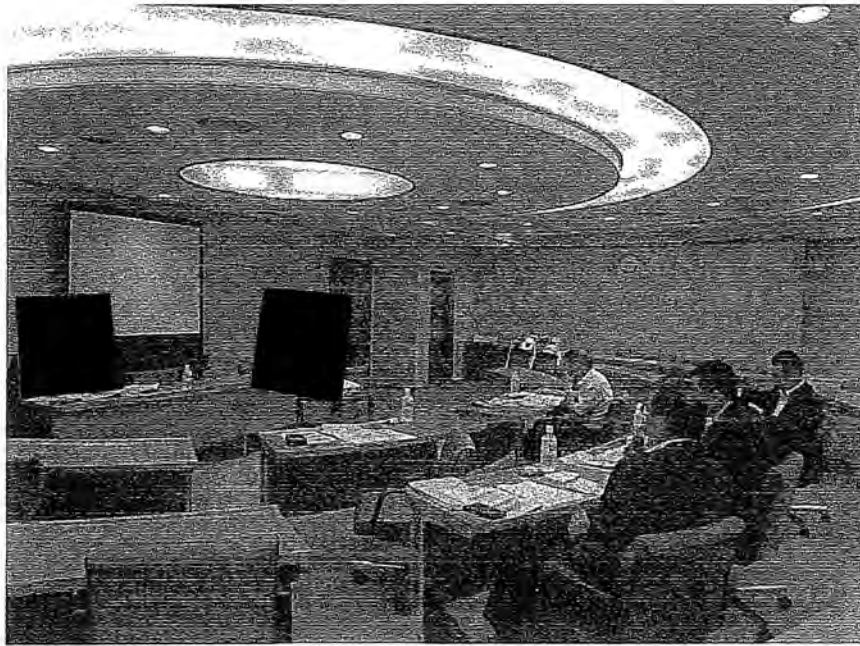
〒874-8511
大分県別府市上野口町 1-15
Tel 0977-21-1128 Fax 0977-23-0552

別府市観光局
べっぴん



©Team Beppuon

大分県別府市 平成 29 年 8 月 22 日



撮影者：森合秀行

別府市の 外国人観光客誘致事業について

別府市観光戦略部観光課

別府市の観光客数は

年	日帰り客数	宿泊客数	観光客数
2010 (H22)	5,609,220	2,323,631	7,932,851
2011 (H23)	5,637,597	2,243,644	<u>7,881,241</u>
2012 (H24)	5,709,678	2,326,535	8,036,213
2013 (H25)	5,888,591	2,356,276	8,244,867
2014 (H26)	5,743,635	2,416,380	8,165,065
2015 (H27)	6,239,491	2,557,949	8,797,440

2

大分市行政調査報告書

平成29年8月23日(水)訪問

「大分市議会改革・議会BCPについて、インバウンド観光について」

大分市役所において、最初に大分県市議会議長会会長であり大分市議会議長の野尻哲雄様より歓迎の挨拶を頂いた。郡山は新幹線で通過しただけで、降りた事は無く、一度は有名な三春の滝桜を見てみたいとお話だった。

続いて、大分市議会改革について藤田敬治議員より説明を受けた。議会基本条例の制定から、議員政策研究会を通しての政策条例づくりフローや、市民意見交換会の開催、若年層との意見交換、またこれまでの議会改革の歩みについてであった。先ず、議会基本条例の制定についてだが、平成18年に当時の市議会議長より、議会全体として会派を超えて政策研究に取り組むための検討組織を設置する旨の提案から始まった。その後、議員から政策課題を募集し、14件の応募課題の中から最初のテーマとして、議会基本条例を制定する事とし、平成20年12月15日に全議員の賛成を得て全国の中核市として初の制定となった。我々郡山市議会も2年前の平成27年6月定例会において議会基本条例を制定しているが、実際に実施へ向けて動き出すのはこれからであるので、既に議会改革を進めている大分市議会の今回の調査は非常に重要であると考えられる。ここから大分市議会の具体的な活動内容について触れていく。大分市議会基本条例の前文に「本市議会は市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する」とあるが、その果たすべき役割や責務はますます増大しており、これらの課題にしっかりと対応していかなければならない。この目的を達成する為に、市民意見交換会を定期的に行い、開かれた市議会として市民の要望意見をきちんと市政に反映させることとした。平成28年度においては8月22日(月)から27日(土)までの6日間13会場にて開催され、全市議会議員のみで運営された。市民意見交換会アンケート結果によれば、市民の参加者数はスタートした平成24年度の376人から平成26年度の432人をピークとし、平成27年度422人、平成28年度411人と微減になっている。年代別の参加者割合は各年度60～70代で62～77%と多数を占め、20代以下はほぼ0%、30～50代で17～31%となっており、若年層における市議会への関心の低さが浮き彫りとなっている。この流れは全国的に共通と考えられ、本市において市民意見交換会を実施する際にも工夫検討の必要があると思われる。反対に「今後再度参加したいと思うか」の設問における回答で参加希望者が毎回約90%程度あることに市民意見交換会開催の意義が認められる。また、若年層の市議会への関心を高めるために、平成

23年度から高校、大学、専門学校へ依頼し、意見交換会を実施している。各年度、高校2～3校、大学1校、専門学校1～2校に訪問し、放課後もしくは授業の一環として議員一人に対して学生2～3人の配置で各校において議員9～16人が対応している。この若年層との意見交換のアンケート結果において良かったものでは、議員の説明等について「分かりやすかった」が81%、議員との意見交換で「自分の政治に対する意識が変わったか」について「変わった」が66%、「今後また意見交換会に参加したいと思うか」について「参加したい」が60%であった。しかし、「市議会及び市政に期待することについて」は「ある」が29%、「特にない」が38%、「わからない」が30%という結果をみると、本当に関心を持つまでには至っていないようだ。ここにも若年層に対する取り組みへの工夫検討が必要と思われる。

次に防災会議と議会BCPについて堀嘉徳議員より説明を受けた。自治体は非常事態に備えて職員を機能別に分け、災害や事故の発生に効率よく対応すべきであることはご承知の通りである。通常、そうした機能別に分かれた職員を統合し調整するのは首長を中心に組織される災害対策本部である。しかし、災害の初期対応時にそれぞれの地域から迅速な情報収集等、行政部の進める災害対策を補完する役割が議会に求められるべきと私たちは考える。その為に議員が災害対策本部に参画し、事態の把握をはじめ、正確な情報を入手する必要がある。本市においては議会独自の災害対策本部を設置し、ここでは議長が本部長に就き、本部長と副議長、それに議会運営委員会委員長の3者で災害対策の運営委員会を構成している。その下に「地区隊長」が置かれ、地元と直結する地区担当議員を管理する体制を敷いている。地区担当議員は定期的にそれぞれの地元消防団と共に担当地区内の危険箇所や避難場所への経路の点検を行っており、有事の際における意識付けが高まっている。また議会BCPにおいては、大規模災害時に議会機能を維持し、予算など重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議召集・議案審議・採決に関する手順を議会BCPとして明文化した。定例会の召集前から最終日までを6つの期間に分けて以下の6ケースを作成した。

ケース1	告示前（開会予定日の概ね2～1週間前）
ケース2	告示後（議運開催後～本会議開会前）
ケース3	本会議開会～一般質問前日
ケース4	一般質問中～委員会審査前日
ケース5	委員会審査～閉会日開議前
ケース6	閉会日開議～議決まで

大分市議会は平成25年から8回の防災会議を開催し、様々な検討を重ね、また、防災意識啓発のための講演等を行ってきた。今回の大分市議会の視察を通じて我々郡山市議会も議会基本条例により議会改革を進め、市民意見交換会等の議会説明会を開催し、市民にとって開かれた議会にしていかなければならない。また、いつ起きるかわからない非常災害に備え、実効性の高い議会BCPを早急に策定する必要がある。

最後に、大分市のインバウンド観光の取り組みについて観光課シティプロモーション担当班の小川将史様より説明を受けた。今年度新たに大分駅ビルのJ Rおおいたシティや大分県立美術館（OPAM）が開業し、従来から観光施設人気No.1のうみたまご水族館や、伝説のボスザル「ペンツ」や赤ちゃんザル「シャーロット」で有名な高崎山自然動物公園など、ここ大分市にはそれなりに観光スポットが存在している。食においても、とり天や関あじ、関さば、豊後牛などのブランドとなっている食材があり、特に海に面している立地がうらやましく感じる。話は戻って、インバウンド誘客に関しては現状次のような施策を検討している。先ず、パワーブロガー等のSNSにおけるインフルエンサーを海外から招請する。対象は台湾、中国、香港、シンガポールとする。次にメディア等を招請し、2019年に開催されるラグビーワールドカップを想定し、対象をアメリカ、イギリス、ニュージーランドとする。また、受入環境の調査を大分駅を中心とした中心市街地エリアや、外国人が多く訪れると考えられるエリアにおいて実施する。外国人観光客の利便性向上のための公共施設のWi-Fi、免税店、公共トイレ、案内板や路線バスの多言語対応状況などを調査する。最後に多言語マップを作成し、英語、中国語、韓国語に対応する。これらの調査等について今年度業務委託の公募をし、プロポーザル方式により選定し、契約締結を行う予定となっている。今年度郡山市においては、郡山市観光協会と連携したDMO形成を推進する為に(株)JTB東北より専門人材派遣を受け、観光資源の発掘と発信に努める事としている。今後の動きに注視していきたい。

大分市議会議員

堀ほり

嘉よし

徳のり

大分県市議会議長会会長
大分市議会 議長

野尻哲雄

市議会 〒870-8504
大分市荷揚町二番三十一号

挑戦

明るく! 楽しく! さわやかな! おおいた

大分市議会議員
ふじ た けい じ

藤田敬治




大分市役所
商工労働観光部観光課
シティプロモーション担当班

小川将史
OGAWA MASAFUMI

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
直 通 : 097-537-7043
FAX : 097-537-5670
Mobile: 080-6418-6908
E-mail: kanko3@city.oita.oita.jp



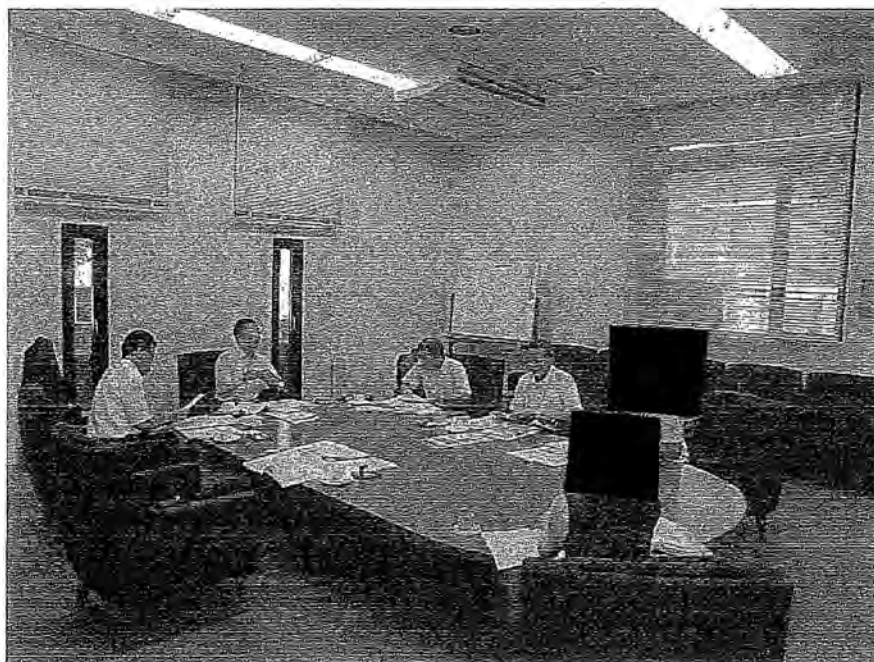
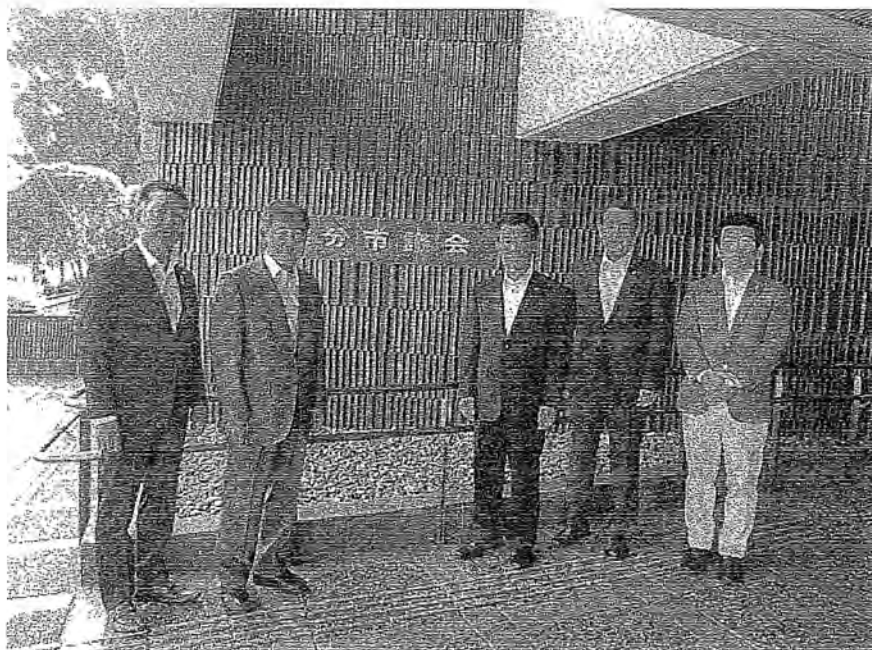
大分市役所
商工労働観光部観光課
シティプロモーション担当班

時枝春菜
Tokieda Haruna

〒870-8504
大分市荷揚町2番31号
TEL: 097-537-7043
FAX: 097-537-5670
Mobile: 080-6418-6914
E-mail: kanko2@city.oita.oita.jp



大分県大分市 平成 29 年 8 月 23 日



撮影者：森合秀行

大分市議会 議会改革の歩み

備考欄の◎は、議会活性化推進会議で議論して取り決めた事項です。
網掛けがあるものは、表彰、ランキングなどの事項です。

年	月	改革の内容	備考
15	9	傍聴者へ質疑質問発言順位表を配布	
	9	質疑質問発言順位表ホームページ公開	
16	3	本会議のモニター中継開始(本庁者1階市民課ロビー、傍聴者控室)	
	3	委員会傍聴の制限緩和	
	12	本会議のインターネット中継開始	
17	12	議決権の拡大 ・大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例を制定(12月16日議決、18年4月1日施行)	
18	4	議会事務局に政策調査室を設置(議会の政策提案機能の強化のため)	
	9	本会議のケーブルテレビ中継開始	
	10	決算審査の早期認定 ・認定日を第4回定例会初日(12月)から10月上旬の臨時会へ (18年6月決定)	
19	3	議員政策研究会の設置 ・議長を除く全議員が参画し、会派を超えて政策課題を調査研究する。	
	4	交際費のホームページ公開(議長・副議長・議会)	
	4	個人視察・海外視察・委員会視察の報告書のホームページ公開	
	4	大分市子どもページへ市議会の説明を掲載	
	5	本会議提出予定議案のホームページ公開	
	9	本会議のインターネット録画中継開始(19年第2回定例会から)	
20	3	政務調査費の用途基準の見直し 政務調査費に係るすべての支出について領収書の添付を義務付け ・20年第1回定例会で条例化、20年度交付の政務調査費から適用	
	3	常任委員会・特別委員会記録をホームページ(会議録検索システム)で公開	
	4	特別委員会の調査・検討結果について本会議での報告実施(決定)	実施時期 H20.12月から
	4	市長の審議会等への参加の見直し	
	7	市民意見交換会の実施 (テーマ:大分市議会基本条例の制定について)	

防災会議と議会BCP

～議会の災害対応マニュアル～

大分市議会

今後協議が必要な事項（平成25年3月当時）

1. 地区組織の所管区域及び地区担当議員について
大分市議会防災会議設置要綱 第6条第4項
地区組織の所管区域及び地区担当議員は、支所及び出張所の所管区域、議員の住所等を考慮して、議員の任期の都度運営会議が協議により定める。
2. 災害時対策会議の設置場所について
大分市災害時対策会議設置要綱 第8条
災害時対策会議の設置場所は、議会棟4階全員協議会室とする。
2 議会棟が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付けて定めた場所のうちから議長が指定する。
3. 大分市議会 災害時行動マニュアルの作成について
災害発生時の議員行動マニュアルを作成し、その中に議員の安否確認や参集について定め、議員に対し周知しておく。
4. 議会BCP（業務継続計画）について
災害発生時に議会の本務である議案の審議、採決による団体意思等の決定について、いかに継続して、全うするかあらかじめ想定される手続きを確認し、定めておく。
5. 議員としての活動について
大分市議会防災会議設置要綱 第2条第2項
議員は、あらゆる機会を通じて防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練等に参加するなど、地域防災において指導的役割を担い、及び防災意識の啓発を行うよう努めなければならない。
6. 「災害対策に関する提言書」に対する執行部の対応状況の確認について
7. 議員全員による大分市地域防災計画の勉強会について
8. その他

大分市のインバウンド観光の取組について

大分市商工労働観光部観光課

(1) 「大分市観光戦略プラン」について

(2) 大分市の観光の現状と課題について

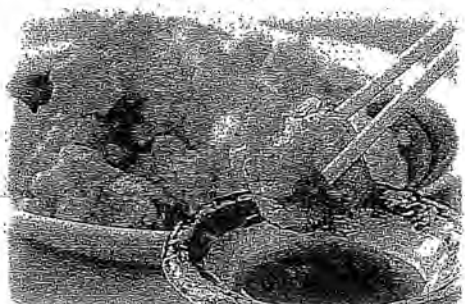
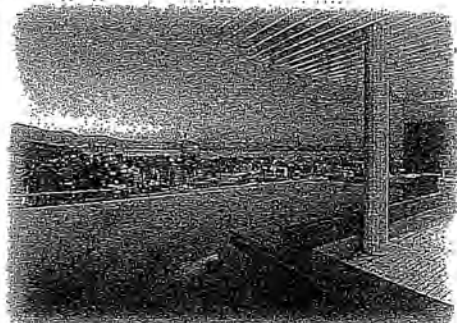
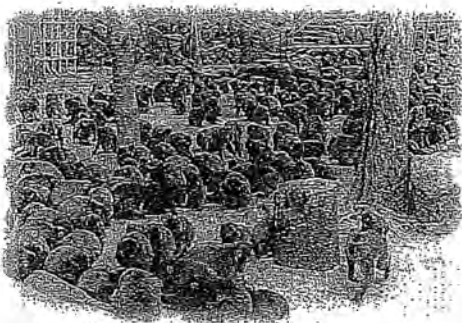
- ①大分市の観光の現状と課題
- ②大分市観光実態調査の結果
- ③大分市の「強み」と「弱み」

(3) これからのインバウンドの観光戦略について

(4) 重点戦略の取組について

- ①リーディングプロジェクト③「インバウンド誘客に向けた情報発信と受入環境の整備を推進します！～大分から世界へ世界から大分へウェルカムプロジェクト～」について
- ②平成29年度の取組について

(5) まとめ



報告書

荒川区役所：子どもの貧困対策と j r 広報について

荒川区は東京 23 区の北東部に位置し、東西に長く、隅田川が区の北東部を迂回するように流れ、南千住、荒川、町屋、東尾久、西尾久、東日暮里、西日暮里の各地域がある。区内の大部分はほとんど起伏が無く平坦で南西部には山手台地の一部があり、通称「諏訪台」「道灌台」と呼ばれる高台となっている。また、荒川区は、古くからの歴史や下町風情を随所に残しつつ各地域の新しい街づくりも進んだ、懐かしさと新しさが混ざり合った、人と人のふれあいを大切にしている街である。

荒川区は平成 21 年 5 月に「子どもの貧困問題検討委員会」を庁内に設置し、各部課で検討を始めるとともに、同年 10 月に発足した一般財団法人荒川区自治総合研究所において子どもの貧困を発生させる原因を解きほぐし、その問題の解消に資する施策を検討する「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト」をスタートさせた。子どもの貧困は、多面的で外からは見えにくい家庭内の事態であり、個人情報保護が絡んで実態は必ずしも明らかではなかった。荒川区は子どもや保護者との関わりが広く、かつ日常的につながりがあるため、子どもの貧困に至るリスクと決定因子及びそのプロセスを明らかにした。

子どもの貧困は必ずしも経済的次元の問題だけではなく、親の疾病や養育力のなさなどの非経済的要因も絡んだ複合的な問題である。リスクを抱えた世帯がマイナスの決定因子を持った場合に子どもの貧困状態に陥ると考えられ、それは、子ども自身に貧困の様相として、学力不足・不衛生・食生活不全・虐待・不登校・問題行動・非行などが現れてくる。リスクには家計の不安定・生活の負担・疾患、疾病等・家族の人間関係・孤立・貧困の連鎖などがあり、決定因子には保護者の就労状況、就労力・保護者の養育状況、養育力・世帯に対する支援の有無がある。

荒川区の取組みとしてはリスクを持った世帯のシグナルを早期に発見し、包括的にリスク軽減の方法を提供することで、子どもの貧困・社会排除の状態に陥ることを回避するなど、在宅育児不安が見られた親に対しては、地域のボランティアが訪問して家事・育児支援や傾聴などを行う「安心子育て訪問事業」を平成 27 年度から開始した。

教育の現場においては平成 22 年度に教育と福祉の両面に専門性を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭や関係機関と連携した対応を行っている。また、全小中学校において、始業前や放課後などに週一回以上補充学習を行う「あらかわ寺子屋事業」を開始した。さらに、家庭では勉強できる場がないなど良質な学習環境にない子どもの基礎的な学習内容の習得と学習意欲の向上を目的に、平成 24 年度から学習支援事業「まなびサポート事業」を行っている。子どもの貧困対策は、行政だけで解決できるものではなく、地域と一緒に子どもを見守り、その保護者や家庭も含めて支援していくことが必要である。平成 27 年度、地域の力を活用した「子どもの居場所づくり事業」を開始、その目的は、生活困窮者やひと

り親家庭、虐待のある家庭、ひきこもりやいじめを受けた子どもなどに対して、食事の提供や学習支援、団らんの場を提供し、地域での居場所づくり、子どもの生活面から学習面まで多面的に支援することで子どもの心、身体、学習の健やかな育成に繋げていくことである。運営は民生委員や塾講師など地域のボランティアが行っており、不登校や学業不振で高校進学をあきらめていた子は居場所に来る他の子に触発されて頑張り、高校進学を果たしている。このような中、平成 27 年に発表された全国の 18 歳未満の子どもの相対的貧困率は 16.3%と過去最悪を更新した。荒川区のみならずどの自治体でも貧困対策に取り組んでおり、何か支援したいという気持ちを持つ人々の善意を活かせるような「場」を作っていくことが本市の役割と思っている。各自治体は子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有しているのである。

次に「あらかわ区報 Jr」は、荒川区のことや区の仕事を分かりやすく、読みやすく紹介することで子どもの頃から区報に親しんでもらう。また、子どもたちの声を聴き、子どもたちの意見を区報づくりに生かし、荒川区に対する郷土愛を育て、将来の荒川区を背負って立つ区民を育てることにあり、発行は年 8 回で発行部数は 23,000 部。配布先は区内公立小・中学校、区内私立中学校・区内各施設、図書館などである。主な内容は特集（あらかわ今昔物語・環境・文化・産業・交通・防犯・防災・学校訪問・トピックス記事）など、ジュニア記者による体験取材などを通じて紹介する。特に、毎号連載している「あらかわ今昔物語」については、荒川区の歴史エピソードとして人気が高く、これらをまとめたものを冊子として発行し、好評を得ている。

発行の評価としては、子どもたちの目線に立った「区の広報誌」として、他の自治体に例のない取り組みとしての評価は高い。本市においても是非参考にし、子どもたちの郷土への愛着を涵養する本市独自のジュニア広報発行実現を期待するものである。

行政調査：荒川区役所

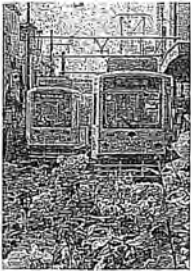
○子どもの貧困対策とjr 広報について <関係者御名刺>



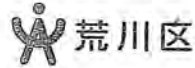
荒川区議会

議長

鳥飼秀夫



都電とバラ



～幸福実感都市 あらかわ～

副 区 長

北川 嘉 昭



荒川区シンボルキャラクター
あらみい あら坊

荒川区役所

〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3

電話 03-3802-3111 内線2004

Fax 03-3802-3227



荒川区 議会事務局長

濱島 明光

〒116-8501

東京都荒川区荒川2-2-3

TEL 03-3802-4736

FAX 03-3803-8887



荒川区

子育て支援部参事

子育て支援課長事務取扱

伊藤 節子



荒川区シンボルキャラクター あらみい あら坊

〒116-8501

東京都荒川区荒川2-2-3

TEL 03-3802-3111 (内線3810)

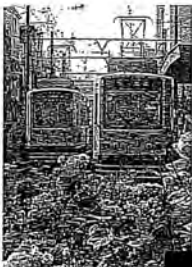
FAX 03-3802-4919



荒川区 議会事務局

企画調査係

日坂 修



都電とバラ

〒116-8501

東京都荒川区荒川2-2-3

電話 03-3802-4991

FAX 03-3803-8887



荒川区 区政広報部 広報課 広報係長

やとうじあつし

八頭司 篤



あらかわ遊園

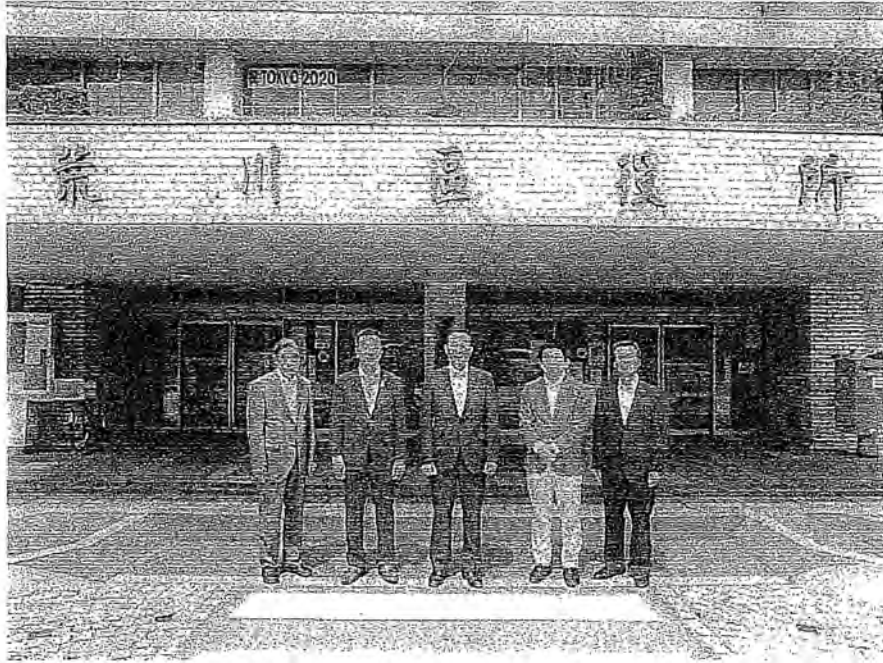
東京都荒川区荒川2-2-3

電話 03(3802)3111 内線 2132

FAX 03(3802)0044

URL <http://www.city.arakawa.tokyo.jp>

東京都荒川区 平成29年8月24日

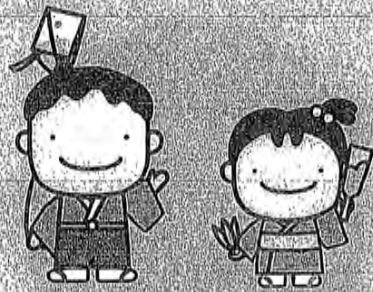


縮 刷 版

51号~100号

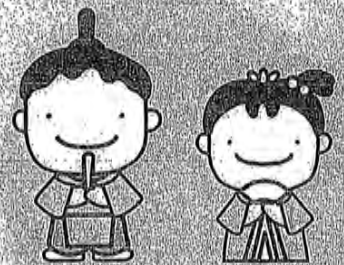
あらかわ区報

☆ 荒川区

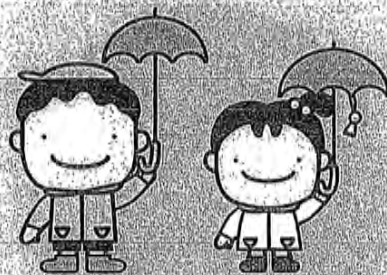
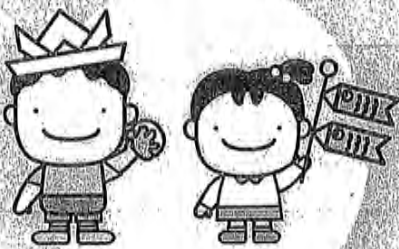


1月
6日

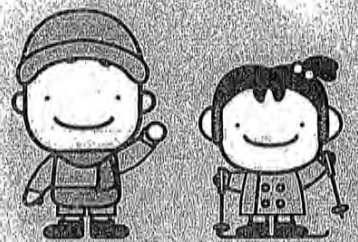
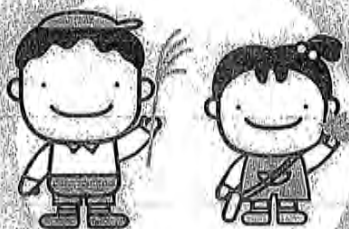
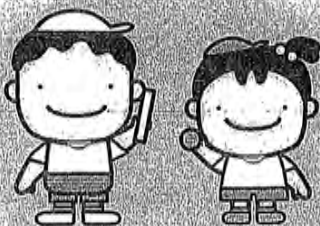
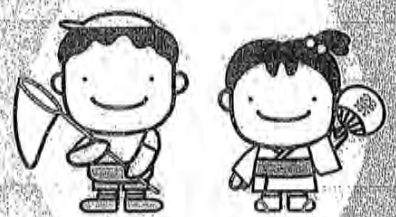
ARAKAWA
KUHO
JUNIOR



3日
6日



6月
梅雨



あらかわ区報ジュニア縮刷版 (51~100号)の発行にあたって

「あらかわ区報Jr.ジュニア」は、荒川区の未来を担う子どもたちの、ふるさとを誇りに思う気持ち、郷土を愛する気持ちを育むことを目指して、「あらかわ区報」のジュニア版として平成17年7月に創刊しました。

「あらかわ区報Jr.ジュニア」は、あらかわ区報を小・中学生用に再編集するのではなく、子どもたちに知ってもらいたい郷土のこと、区の施策等をテーマに、わかりやすく、読みやすく紹介しています。

また、編集にあたっては、小・中学生のジュニア記者が、実際にまちを歩き、子どもならではの視点で街の様子や区施設等を取材、報告する構成になっており、児童・生徒だけでなく、保護者の皆さまや、他の区民の皆さまからも大変ご好評をいただいています。

さらに、このような取り組みは、他に類を見ないもので、学校関係者はもとより、多くの他自治体からも高い評価を頂いているところでございます。

この度、平成28年5月に通巻100号を発行したことを機に「あらかわ区報Jr.ジュニア」が果たしてきた役割を再確認するとともに、その成果を区民の皆さまと共有し、より一層の内容の充実につなげていくために「あらかわ区報Jr.ジュニア縮刷版(51~100号)」を発行することといたしました。

皆さまにおかれましては、これまで発行した縮刷版の第1集(創刊号から25号まで)、第2集(26号から50号まで)と合わせ、第3集となる本縮刷版をご活用いただき、未来社会の守護者である子どもたちの健やかな成長と豊かな未来のために、これからもより一層のご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、これまで、取材・編集にご協力くださいました皆さまに深く感謝いたしますとともに、御礼を申し上げ、発行にあたっての挨拶とさせていただきます。



平成29年3月

荒川区長・特別区議会会長

にしかわ たいいちろう
西川 太一郎



命を守る

防災訓練にご参加を

9月1日の「防災の日」を中心に、各地域で防災訓練が行われます。災害に備えるため、防災訓練に参加しましょう。

※直接会場へお越しください
※9月30日(土)までに実施する訓練を掲載しています。(8月14日現在、訓練実施計画書が防災課に提出されたもの)
※天候等の事情により、中止・日時が変更となる場合があります

【問合せ】防災課 ☎内線4118

避難所開設・運営訓練

町会・自治会ごとに指定した区立小・中学校等を会場とし、避難所の開設や運営を中心とした訓練を行います。

訓練の内容例

- 避難所運営組織の役割と行動確認
- 災害時安否確認シールを使用した安否確認訓練
- 避難所(備蓄倉庫や体育館等)の見学
- 防災資機材の取り扱い訓練
- 炊き出し(備蓄食料の調理と試食)

期・日	時間	会場
8月27日(日)	午前9時30分～正午	第九峽田小学校
9月3日(日)	午前9時30分～11時30分	尾久宮前小学校
9月10日(日)	午前9時30分～正午	第二峽田小学校
9月10日(日)	午前9時～正午	第七峽田小学校
9月24日(日)	午前9時～正午	諏訪台中学校
9月30日(土)	午前9時30分～正午(予定)	第五中学校
9月30日(土)	午前9時～正午	第五峽田小学校

防災訓練(町会・自治会)

町会や自治会ごとに初期消火・応急救護等の訓練を行います。
※各地域は、町会・連合会の区割りで作成しています

町会名	期・日	訓練時間	会場	町会名
南千住	9月3日(日)	午前8時～正午	第三瑞光小学校	南千住中央町会
		午前10時～11時45分	第二瑞光小学校	南千住協和会
荒川	8月26日(土)	午前9時～11時30分	第六瑞光小学校	南千住東日暮里一丁目南町会
		午前10時～正午	南千住二丁目都営アパート	南千住二丁目町会
町・星	8月27日(日)	午前8時～11時50分	東日暮里三丁目児童遊園	東日暮里三丁目三河島町会
		午前10時～正午	前沼児童遊園	荒川三丁目東町会
日暮里	9月3日(日)	午前10時～正午	第三峽田小学校	荒川一丁目北町会
		午前10時～正午	荒川六丁目防災広場	荒川六丁目南町会
日暮里	9月3日(日)	午前10時～11時30分	町会事務所前(荒川16-65-10)	荒川六丁目西町会
		午前10時～11時30分	原稲荷神社境内	町屋一・二丁目仲町会
日暮里	9月10日(日)	午前10時～11時	東尾久二丁目防災広場	東尾久赤土町会
		午前10時～11時	西尾久五丁目児童遊園	西尾久五丁目町会
日暮里	9月17日(日)	午前11時～午後0時45分	グリーンパーク上中里自治会(西尾久8-12-9)	グリーンパーク上中里自治会
		午前9時～11時	西尾久二丁目防災広場	西尾久二丁目北町会
日暮里	9月24日(日)	午前10時～11時	西尾久四丁目公園	西尾久四丁目自治会
		午前9時～11時30分	西尾久八丁目都営アパート	西尾久八丁目自治会
日暮里	8月27日(日)	午前8時30分～11時30分	東日暮里四丁目児童遊園	東日暮里四丁目町会
		午前9時30分～11時	東日暮里一丁目公園	東日暮里一丁目正庭町会
日暮里	9月3日(日)	午前9時30分～11時30分	日暮里南公園	東日暮里五丁目町会
		午前8時30分～11時	東日暮里一・二丁目町会会館前	東日暮里一・二丁目町会
日暮里	9月10日(日)	午前10時～11時30分	西日暮里一丁目広場	東日暮里六丁目町会
		午前9時30分～午後0時45分	日暮里公園	東日暮里三丁目南町会
日暮里	9月10日(日)	午前10時～11時30分	西日暮里北児童遊園	日暮里共成町会

わたしたち、防災訓練に参加しました

訓練に参加して、心の準備が少しできました。実際に体験してみると大切だと感じました。(50代男性)

初めて参加しましたが、防災について考えるきっかけになりました。(30代男性)

親子で参加しました。子どもにも分かりやすく、防災について楽しく学ぶことができました。(30代女性)

避難所での過ごし方が詳しく分かりました。災害時のトイレの使い方や飲み水の確保等、とても参考になりました。(40代女性)

8面 災害には日頃の備えが大切です

お詫び

この度、区民の皆様暮らしや生命を守る最前線である生活保護行政の現場において、区職員が保護費を着服するという不祥事が発生したことに関しまして、区民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。
今回の不祥事は、決して許されないことであり、当該職員の処分を含め、厳正に対処するとともに、区民の信頼回復のため、全庁を挙げて再発防止に全力を注いで参ります。

荒川区長 西川太一郎

～区政は区民を幸せにするシステム～

災害には日頃の備えが大切です

※問合せは、指定があるもの以外は防災課☎内線418へ

家族で話し合いをしましょう

- 避難場所や避難経路等を確認し、安否確認等の連絡方法を決めましょう

「荒川区防災地図」や「荒川区防災アプリ」で、避難場所を確認しておきましょう。

防災アプリのダウンロード

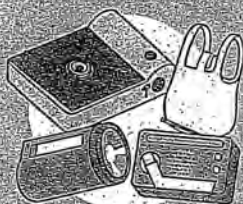
AppStore、Googleplayから「荒川区防災アプリ」で検索 ※ダウンロードは無料です。詳細は本紙裏面



食料や飲料水を3日以上備蓄しましょう

飲料水は1人3日分(9L)以上、食料はレトルド食品や缶切りが不要な缶詰等を3日以上備蓄しましょう。

被災地の避難生活を体験した方が「役立つ」というもの

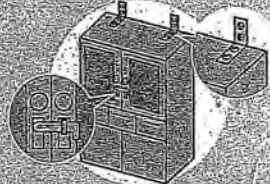


- ▶カセットコンロ・カセットパン
 - ▶常備薬 ▶簡易トイレ ▶懐中電灯
 - ▶乾電池 ▶充電式のラジオ
 - ▶ビニール袋 ▶食品包装用ラップ
- ほかにも、おむつや常備薬等必要なものを、日頃から多めに備えましょう。

自宅の安全対策をしましょう

- 家具の転倒・移動・落下防止

強い揺れから命を守るためには、たんすや本棚等の家具類の転倒・移動・落下防止対策が効果的です。区では、家具類の転倒・落下防止器具を設置する際の費用を助成しています。



- 感震ブレーカーの設置

地震時における電気による火災を防ぐためには、強い揺れを感じたときにブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める感震ブレーカーの設置が効果的です。区では、器具の設置工事・購入する際の費用を助成しています。

- 自宅の耐震化・不燃化

自宅の建て替えや耐震補強をする方に対して、助成を行っています。また、建て替えや解体を検討している方に、建築士や司法書士等の専門家を無料で派遣しています。

【問合せ】防災街づくり推進課☎内線282-1

地域で助け合える関係をつくりましょう



災害時には近隣の住民同士の協力が必要です。日頃からあいさつをするなどにも、町会・自治会の防災訓練等にも参加しましょう。(1面防災訓練表参照)

汐入水辺フェスタ

日時 9月10日(日)午前10時～午後3時 ※雨天中止
 会場 都立汐入公園(南千住8-13)北側展望広場周辺
 問合せ 観光振興課 ☎内線461



汐入公園に東京水辺ラインがやってくる

- ▶午前 9時30分～10時(予定)
 - ▶午前10時15分～10時45分(予定)
- ※乗船受け付けは2便とも午前9時から

乗船受付場所▶左図参照

乗船ルータ▶汐入公園と桜橋付近を往復

定員▶各回200人(当日の先着順)

乗船料▶700円(小学生以下は350円)

おいしいもの大集合

- ▶パフォーマンスショー
- ▶ロードトレイン
- ▶水辺のコンサート(第三中学校吹奏楽部)
- ▶和太鼓演奏(胡録和太鼓)
- ▶水辺カフェ
- ▶あら坊・あらみい登場

主な体験イベント

- ▶折り紙で大きな絵画をかこう
- ▶ハーブのミニブーケを作ろう
- ▶オリジナルエコバックを作ろう

- ▶まちなかハートキッズランド(シェルアート・動物3Dうちわ作り)
- ▶水消火器を体験しよう
- ▶防災グッズを作ろう ※材料がなくなり次第終了
- ▶大きな黒板に絵をかこう
- ▶防災クイズにチャレンジしよう

あらかわ 区報
 毎月18・11日・21日
 (5月11日・8月11日・11月11日を除く)
 7万部発行

発行 荒川区
 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3
 ☎(3802)3111
 ☎(3802)6262

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/

荒川区ツイッター @arakawakuroho

荒川区フェイスブック https://www.facebook.com/city.arakawa

荒川区メールマガジンの登録は荒川区ホームページから(携帯電話は☎116arakawa@s-g-m.jpにEメールを送信)



新聞未購読で、あらかわ区報の個別配付を希望する方は、広報課☎内線2139へ(荒川区ホームページからも申し込みます)

